

和歌山県広告事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県の財源を確保し、県民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、県が保有する資産（以下「県有資産」という。）を民間企業等の広告の媒体として活用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 県は、民間企業等が県有資産を利用して行う広告（以下「県有資産利用広告」という。）について、その対価を徴して広告を認める事業（以下「広告事業」という。）を行うものとする。

(県有資産利用広告の要件等)

第3条 県有資産利用広告は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがないこと。
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと。
- (3) 人権を侵害し、又は侵害するおそれがないこと。
- (4) 政治性がないものであること。
- (5) 宗教性がないものであること。
- (6) 社会問題についての主義又は主張でないこと。
- (7) 個人又は法人の祝典又は記念日等に対し、これに賛同又は祝福する会社又は個人が社名又は個人名を名刺風にして連ねて行う広告でないこと。
- (8) 美観風致を害しないこと。
- (9) 広告の内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがないこと。
- (10) その他県有資産を利用して行う広告として妥当であると認められるものであること。

2 前項に定めるもののほか、広告事業の実施に関する要件及び基準の詳細については、別に定めるものとする。

(募集の方法等)

第4条 県有資産利用広告を行う者の募集及び選定の方法並びに広告の対価の額等については、必要に応じて、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(審査機関)

第5条 県有資産利用広告の適否を審査するため、和歌山県広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会に委員を置き、財政課長、広報課長、管財課長、人権政策課長、青少年・男女共同参画課長、県民生活課長及び都市政策課長をもって充てる。
- 3 審査会に委員長を置き、財政課長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、広告の媒体となる県有資産を管理する課室において県有資産利用広告の適否について疑義が生じた場合で、当該課室長からの申出により必要があると認めたときは、審査会の会議を開くものとする。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告媒体を所管する課室長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、財政課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県広告事業掲載基準

(趣旨)

- 1 この基準は、和歌山県広告事業要綱（平成18年4月1日制定。以下「要綱」という。）第3条に規定する広告事業の範囲に係る基準を定めるものとする。

(業種又は業者)

- 2 次の業種又は業者の広告は掲載しない。なお、広告等を掲載中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有するもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
 - (3) 消費者金融・高利貸しに係るもの
 - (4) たばこに係るもの
 - (5) ギャンブルに係るもの（宝くじにかかるものを除く。）
 - (6) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
 - (7) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
 - (8) 県の指名停止措置を受けているもの又は指名停止に該当する行為を行ったもの、若しくは不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けているもの
 - (9) その他広告を掲載する広告主として適当でないと認めるもの

(掲載基準)

- 3 掲載する民間広告（ホームページバナー広告に関しては、広告主が指定するリンク先のページを含む。以下「広告等」という。）の取扱いは、次のとおりとする。なお、県は広告等ごとに、その具体的な内容を判断するものとし、その上で修正、削除等が必要な場合は、広告主又は広告代理店（以下「広告主等」という。）に依頼できるものとする。この場合、広告主等は、正当な理由がないときは、修正、削除等に応じなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当するものは掲載しない。

ア 法令等で製造・販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲載することが不適当と認められる商品、又はサービスを提供するもの

イ 他のものを誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 県の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はそのおそれのあるもの

エ 不当な差別等人権侵害又はそのおそれのあるもの

オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの

カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの

キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの

ク 広告する商品等とは無関係に裸体姿等によって単に目立たせるもの

ケ 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの

(ア) 性的感情を刺激するもの

(イ) 犯罪を誘発するおそれのあるもの

(ウ) 粗暴性、残虐性を助長するもの

コ 公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの

サ 債権取立てに関するもの

シ 占い、運勢判断に係るもの

ス 興信所・探偵事務所等私的な秘密事項の調査に係るもの

セ 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

- ソ 公正競争規約、公的機関が定める広告規制その他これらに準ずる広告に関する業界の規制に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - タ 投機をあおる表現のもの
 - チ いわゆる健康食品に関するもので、医薬品的な効能・効果を表現しているもの
 - ツ 権利関係や取引の実態が不明確なもの
 - テ 申込者以外の者の広告となるもの
 - ト 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
 - ナ その他広告として表示することが適当でないと認めるもの
- (2) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から、次の表示（表現）を含む広告は掲載しない。
- ア 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示（不当表示）
（合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。）
 - イ アの他、消費者に誤認されるおそれのある表示
 - ウ 射幸心をあおる表現
- 附 則
この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則
この基準は、平成31年5月1日から施行する。